

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯)のお知らせ

この給付金を受け取るには、下記の申請期限までに**申請が必要**です。 ※申請を行わないと受給できません。

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯)について

緊急支援給付金とは	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する給付金です。
支給対象となる方	家計急変世帯 申請時点で佐世保市に住民登録があり、予期せず令和4年1月～12月までの家計が急変し、「世帯全員が住民税非課税相当」の収入となった世帯 ※1 「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性がある者等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。 ※2 住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯は支給対象外です。 ※3 子育て世帯への臨時特別給付金を受給されていても受給できます。
支給額	1 世帯あたり 5万円 です。 ※住民税非課税世帯として支給を受けた世帯に属していたものを含む世帯は対象外です。

申請の手続きについて

申請期限：令和5年1月31日（火）まで

申請受付 原則 **オンライン** 又は **郵送** での申請をお願いします。
※郵送の場合、令和5年1月31日の消印分まで有効です。

オンライン申請の場合
・右側に記載の画像にてお手続きをお願いします。
(佐世保市のホームページからも手続き画面に入れます。)

<市ホームページ>



- 郵送申請の場合
- 1 支所、給付金事務局から申請書をお受け取りください。佐世保市HPからもダウンロードできます。
 - 2 申請書・申立書を漏れがないように記載してください。(裏面まで確認してください)
 - 3 書類の添付が必要です。記載されている必要な書類を確認のうえ添付してください。
 - 4 申請書・申立書を郵送で給付金事務局まで送ってください。

【申請時に必要な書類】

※①の申請書「4.住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」において、1,2双方に該当しチェックが入った方は②～⑤の資料の提出は不要

- ①住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書) (様式第3号)
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書 (様式第3号別紙)
- ③申請・請求者の本人確認書類のコピー
- ④受取口座を確認できる書類のコピー
- ⑤令和4年1月から12月の間で「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー(世帯全員分)

【郵送先】 〒857-8790
佐世保市松浦町2番28号
緊急支援給付金事務局 行

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯)の支給について

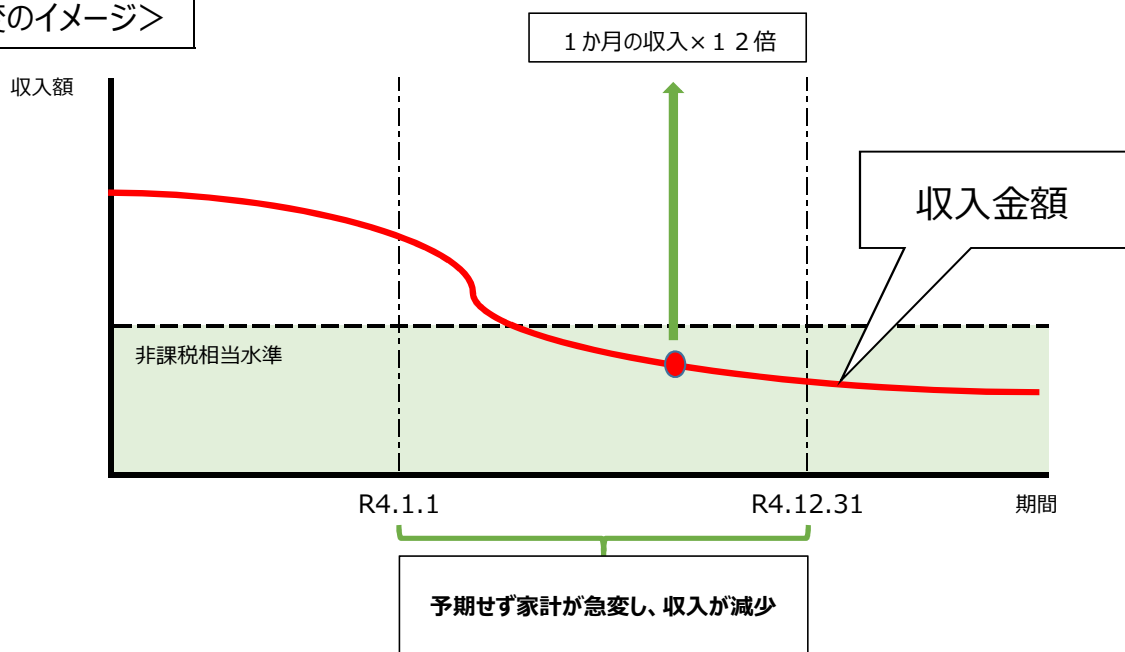
- 支給時期 受理した申請書は、順次審査を行い、支給決定いたします。正式に決定してから振込までに、4週間程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。
- 通知 給付金を振り込みの後、「振込済通知書」をお送りいたします。
支給対象とならない場合や申請書に不備がある場合は、その旨を通知いたします。
- 振込確認 振り込みの確認は、ご指定いただいた口座の通帳をご記帳いただくか、お振り込み後にこちらからお送りする「振込済通知書」にてご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯)の支給基準について

- 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月～12月で収入が減少した任意の1か月×12倍）が均等割非課税水準以下であること。（基準となる額につきましては、下記に示します。）
- 申請の際には、収入または所得のどちらかを基準にして申請することができます。

	早見表（給与収入による申請の場合）	早見表（所得による申請の場合）
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	187.7万円	123.4万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	277.7万円	186.4万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

<家計急変のイメージ>



★不正受給をした者は詐欺罪に問われる可能性があります!★

予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

お問い合わせ先

佐世保市緊急支援給付金コールセンター：050-3186-3230

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日 年始年末12月29日～1月3日 除く）

（おかけ間違いの無いよう番号をよく確認の上お電話ください。）

佐世保市の窓口（緊急支援給付金事務局）

JAながさき西海会館3階（佐世保市松浦町2-28）

受付時間9:00～17:00（土・日・祝日 年始年末12月29日～1月3日 除く）（コールセンターから予約）

※窓口には専用駐車場がございませんので、来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。